

文化十癸酉年四月十五日(西暦、八一三年)	文化十癸酉年九月十九日割(西暦、八一三年)
惣々 貳百壹石参斗四升(一、六七七反八三) 西四月十五日 庄屋 久蔵 古町当前中	拾文 長六 (五戸) 参百八拾六文(三九戸) 惣々 千五百参拾八文(一三七戸)

文政二己卯年四月(西暦、八一九年) 金木組嘉瀬村当御神楽入用割合人別帳 代庄屋 傅左エ門 覚 一、 田方壹反歩ニ付壹斗壹升当り	文政拾壹戌子年三月(西暦、八二八年) 金木組嘉瀬村御神楽入用割合取立人別帳 庄屋 権左エ門 覚 一、 田方壹反歩壹斗壹升当り
---	--

一、 四斗壹升 惣十郎 (三反七三) 一、 壹石貳斗五升 反次郎 (一一反三六) 一、 貳石六斗 安兵衛 (二三反六四) 一、 貳石貳斗 善七 (二〇反〇〇) 一、 貳石六斗貳升 半次郎 (二三反八一) 一、 貳石八斗七升 三九郎 (二六反一〇) 一、 貳石六升 長之亟 (二八反七三) 一、 貳石七升 (二八反八二)	一、 参斗五升 惣十郎 (三反一八) 一、 貳石参斗参升 反次郎 (二一反一八) 一、 貳石参斗八升 安兵衛 (二一反〇〇) 一、 五斗貳升 善七 (四反七三) 一、 貳石四斗九升 半次郎 (二二反六四) 一、 壹石四斗参升 三九郎 (一三反〇〇) 一、 壹石六斗六升 長之亟 (一五反〇九) 一、 貳石参斗六升 次郎兵衛 (二一反四五)
--	--

一、 七斗壹升 喜八 (六反四五) 一、 四斗八升 源四郎 (四反三六) 一、 貳石五斗壹升 平河 久次郎 (二二反八二) 一、 貳石四斗四升 久左エ門 (二二反一八) 一、 貳石 兵四郎 (一八反一八) 一、 貳石六斗壹升 五介 (二三反七二) 一、 貳石九斗四升 弥左エ門 (二六反七三) 一、 貳石貳斗六升 間介 (二〇反五四) 一、 壹斗 八六 (〇反九一) 一、 六兵衛 (一) 一、 壹石貳斗五升 兵左エ門 (一一反三六) 一、 七斗六升 卯之松 (六反九二) 一、 壹石六斗 弥太郎 (二四反五五)	一、 壹斗参升 喜八 (一反一八) 一、 八斗七升 源四郎 (七反九一) 一、 壹石参斗八升 平河 久次郎 (二二反五五) 一、 壹斗参升 久左エ門 (一反〇八) 一、 九斗 傅三郎 (八反一八) 一、 参斗七升 傅六 (三反三六) 一、 壹斗四升 興次郎 (一反七二) 一、 参斗五升 兵四郎 (三反一八) 一、 壹石参斗四升 長三郎 (二二反一八) 一、 壹石六斗八升 半三郎 (一五反二七) 一、 壹石九升 弥八 (一九反〇〇) 一、 壹石参斗 庄助 (二一反八二) 一、 参斗参升 久三郎 (三反〇〇) 一、 壹石七斗参升 土岐 六之亟 (一五反七三) 一、 四拾石壹斗参升(三六四反八二) 二九戸
一、 参拾五石七斗四升 一、 六斗四升 久五郎 (五反八二) 一、 貳石参斗八升 新兵衛 (二一反六四) 一、 参石貳斗六升 忠兵衛 (二九反六四)	一、 参石四斗五升 久五郎 (三一反三七) 一、 壹石参斗六升 新兵衛 (二一反三六) 一、 貳石参斗 忠兵衛 (二〇反九一)

を越した文化十年に至って、一、六七七反(一六七七町歩)に開田復旧が進行したことを、嘉瀬八幡宮例祭奉加帳で知ることができた。

しかしながら、当時の水利(用水)関係をみると、嘉瀬の水田用水は、中柏木山からの沢水、小田川からの取水と。南朝建武時代(西暦一、三二二年代)の十二代東日流藤崎城主安東宗季が領下代官にあてた書状に『馬ノ郡、嘉奈岐堰、嘉勢堰を引水して良く拓しべす』とある嘉瀬大堰は、車町を切り断り従断して、上鍛冶町薬師堂下流に広がる水田用水とした用水しがなく、小田川と金木川の落合、小田川と飯詰川の落合の末場である、今に言う、浮洲・三本柳地区は、アスガヤの生える湿原の荒廃地であつたろうし、農地(水田)は嘉瀬村をとりまく周辺が開田されていたに過ぎなかつたのではないか。

嘉瀬八幡宮御神楽例祭帳より試算すると、文化十年から五年過ぎて文政二年までに二十町歩開田が進み、文政二年より文政十一年までの約八年間に約四十町歩開田され、文化十年からは約六十町

歩、嘉瀬村の水田が開拓されている。

文政二年と、文政十一年との奉加帳よりの農地と、戸数の変動を対比してみると、一〇反歩以上耕作する戸数と反別に大きな変動が生じているが、一〇反歩以下を耕作する農家が急増していることが求められ、嘉瀬村全体戸数の二〇%をしめる三六戸の三反百姓は、貧農からはいあがれないでいたことも、この奉加帳からくみとれる。

また、文政二年から文政十一年間で、五反歩から一〇反歩未満の耕作戸数が増えていることは、ある程度の湿地の開田も進み、それぞれの農家にも自立でき得る余農地をもてるようになり、次三男に水田を分与、分家独立をはかったからであるう。

分家独立させ得る土地の確保が、何んで文政年間に至って出来得たのだろうか、それは、当時の農民は水との戦い、河川の改修、用水の整備にはげんだことは勿論であるが、発展的に嘉瀬の水田が拡大されていた因子は、なんといっても、文政七年(西暦一、八二四年)、長富溜池・嘉瀬清

文政二己卯年四月(西曆、八一九年)

一、	式斗参升	長六	(二反一〇)
一、	参石七斗八升	三助	(三四反三六)
一、	式斗参升	庄兵衛	(二反一〇)
一、	式石七斗四升	卯八	(一五反八二)
一、	参石式斗八升	利八	(二九反六四)
一、	式石式斗八升	三十郎	(二〇反七三)
一、	式石六斗	佐兵衛	(二三反六五)
一、	四斗参升	利介	(三反九一)
一、	七斗五升	利五エ門	(六反八二)
一、	参石八升	次介	(二八反〇〇)
一、	式石五斗八升	源吉	(一四反三六)
一、	七斗式升	八介	(六反五五)
一、	七斗四升	傳九郎	(六反七二)
一、	参斗四升	小介	(三反一〇)
一、	——	惣次郎	(——)
一、	式石式斗六升	吉次郎	(一九反六三)
一、	七斗参升	二次介	(六反三三)

文政拾壹戌子年三月(西曆、八二八年)

一、	式石四斗	長六	(一二反七三)
一、	式石参斗八升	三助	(二一反六四)
一、	式石式斗六升	庄兵衛	(一一反四五)
一、	八斗九升	卯八	(八反〇九)
一、	参石八斗五升	利八	(三五反〇〇)
一、	参石九斗	善次郎	(三五反四五)
一、	式石六斗六升	三四郎	(一五反〇九)
一、	式斗八升	安五郎	(二反五五)
一、	八斗	利三次	(七反二七)
一、	四斗九升	伊太郎	(四反四五)
一、	式斗五升	勇八	(二反二七)
一、	式石三斗	次三郎	(二〇反九一)
一、	式石七升	利七	(一八反八二)
一、	七斗八升	勇次郎	(七反〇九)
一、	八斗参升	専太郎	(七反五五)
一、	八斗六升	右吉	(七反八二)
一、	八斗五升	喜之	(七反七三)
一、	九斗五升	紋次郎	(八反六四)
一、	四斗八升	権六	(四反三六)
一、	八斗五升	幸之助	(七反七三)
一、	参斗	権右エ門	(二反七三)
一、	参石式斗八升	忠左エ門	(二九反八二)
一、	七斗九升	利左エ門	(七反一八)

久溜池ができあがり、用水確保が容易となったからにはかならない。嘉瀬の水田用水の水がめは、清久溜池であった。

藩政時代の津軽の農民は、凶作にあっても、他国に離散することも禁じられた。農民鎖国政策をとっていた封建時代、嘉瀬の農民も、生涯を、土に生き、土に死ぬしかなかった一生を、土を開拓することに終っている。

そこに生き続けるには、一つの部落、村の共同連帯の結び付きしかなかった。嘉瀬八幡宮を主神としてきた農作業は、五人組責務共同体と、寄子組制度の、共同作業によって耕地は拡大されていた。

『嘉瀬の基点は古町から』

文化十年の嘉瀬の戸数一三七戸。人口七六〇人。一戸当りの平均家族数は五・五人となるが、文化十年の奉加帳の中味を分析してみると、自立農家は十人以上、十三人十四人となっているが、零細農家は三人から五人の家族構成となっている。

参拾石九斗五升

一、	式斗七升	清七	(二反四五)
一、	式石参斗九升	吉六	(二一反七三)
一、	式石四斗六升	木立久兵衛	(二二反三六)
一、	式石四升	長利安之丞	(一八反五五)
一、	式石参斗九升	鳴海善六	(二二反六三)
一、	参石式斗九升	鳴海善六	(二二反六三)
一、	式石五升	工藤善左エ門	(二八反三六)
一、	式石式斗九升	鳴海善六	(二八反三六)
一、	式石式斗九升	助九郎	(二〇反八二)
一、	式石式斗九升	内海弥惣	(二〇反八二)
一、	式石三斗三升	又兵衛	(二二反一〇)
一、	式石式斗参升	小松屋久太郎	(二〇反二七)
一、	式石四斗六升	中村佐之吉	(二二反三六)
一、	式石九斗	原辰左エ門	(二六反三六)
一、	参斗九升	三太郎	(三反五五)
一、	五斗八升	金兵衛	(五反二七)
一、	式石六斗六升	善吉	(二四反一八)
一、	参斗参升	大吉	(三反〇〇)
一、	式石四斗式升	孫蔵	(二二反九一)
一、	——	佐之	(——)

参之人

一、	参斗参升	清七	(三反〇〇)
一、	式石九斗五升	吉六	(一七反七三)
一、	式石九斗九升	木立久兵衛	(二七反一八)
一、	式石四斗参升	長利安之丞	(二二反〇九)
一、	式石式斗八升	鳴海善六	(二〇反七三)
一、	式石七斗七升	鳴海善六	(二五反一八)
一、	式石四斗九升	工藤善左エ門	(二二反六四)
一、	参石参斗六升	鳴海善六	(二二反六四)
一、	参石参斗九升	助九郎	(三〇反五五)
一、	式石三升	助九郎	(三〇反五五)
一、	八斗六升	内海弥惣	(一八反四二)
一、	式石七斗九升	又兵衛	(一六反二七)
一、	参石九斗九升	小松屋久太郎	(三六反二七)
一、	式石式斗式升	中村佐之吉	(一一反〇九)
一、	四斗六升	原辰左エ門	(四反一八)
一、	四斗八升	三太郎	(四反三六)
一、	六斗参升	金兵衛	(五反七三)
一、	式石六斗参升	善吉	(二四反八二)
一、	五斗八升	専吉	(五反二七)
一、	五斗八升	卯之助	(五反二七)
一、	式斗八升	松五郎	(二反五五)

そこには多く生んでも養い得ない零細水呑百姓の実態があり、私達が、今でも、嘉瀬の墓地に行ってみると、墓碑銘の無い、川原の丸い石を墓標とした跡を見ることができ、水子地蔵が、私達の村端れ、四ツ辻に安置され、供養されているのは、当時の農民の生きざまを浮きぼりにしている。

丸いただの、駄石の墓標、村端れにある石地蔵には、当時の古文書に書き残されていない村の歴史、村の記録の一つ一つが刻み込まれている。文化十年から文政十一年にくだって、嘉瀬の戸数は一六八戸に増えて、一戸当家族構成が五・五人としてみると、九二四人の一千人代となる。

昭和五十九年発行『かたりべ』第四集紙上に発表した明治三十二年の戸数が、二五九戸と、明治に入って、戸数も大きく増加、人口も一、五〇〇人に達したと試算される。

文政十一年当時の、嘉瀬地区内の町内別区分戸数を試算してみると、古町・前町・後町・畑中・冷水・鍛冶町・車町に区分して、一地域町内に二十戸から二十五戸で一町内が構成されることにな

- 一、七斗八升 傅七 (七反一〇)
- 一、九斗九升 弥七郎 (九反〇〇)
- 一、式石五升 文介 (一八反六四)
- 一、式石参斗四升 勘介 (一〇反三六)

四拾石七斗七升

- 一、四石式斗六升 木村 次兵衛 (三八反七三)
- 一、九斗式升 孫助 (八反三六)
- 一、式石五斗式升 六之亟 (二三反八二)
- 一、式石五斗八升 留次郎 (一〇反一〇)
- 一、式石五斗八升 松兵衛 (二三反四五)
- 一、式石五斗四升 兵作 (二三反四五)
- 一、式斗八升 甚之丈 (二反五四)
- 一、式石五斗九升 長八 (二三反五五)
- 一、式石四斗式升 善三郎 (二反九一)
- 一、参斗参升 甚太郎 (一六反二七)
- 一、式石七斗九升 七兵衛 (一六反二七)
- 一、式斗参升 弥之 (一反一八)
- 一、式石四斗七升 佐五助 (二二反四五)

- 一、参石四升 善太左エ門 (二七反六四)
- 一、式石四斗四升 甚三郎 (一三反〇九)
- 一、四斗参升 安之助 (三反九一)
- 一、式石九斗六升 佐五兵衛 (一七反八二)
- 一、参石四升 勘三郎 (二七反六四)
- 一、式石八斗七升 七之助 (一七反〇〇)
- 一、四斗六升 喜兵衛 (四反一八)
- 一、式石八斗六升 太兵衛 (一六反九一)

五拾石六斗式升(四六〇反一八)二十戸名

- 一、四石 木村 次兵衛 (三六反三六)
- 一、式斗 孫助 (一反八二)
- 一、式石式斗六升 六之亟 (一一反四五)
- 一、六斗 留次郎 (五反四五)
- 一、参石六升 松兵衛 (二七反八二)
- 一、式石参斗五升 兵作 (二一反三六)
- 一、式石式斗四升 甚之丈 (一一反二七)
- 一、式石九升 長八 (一九反〇〇)
- 一、式石式斗六升 善三郎 (二〇反五五)
- 一、五斗 甚太郎 (四反五五)
- 一、式石九斗参升 七兵衛 (一七反五五)
- 一、式石参升 善之助 (九反三六)
- 一、八斗参升 作十郎 (七反五五)

る。現在の派立通りは、当時まばらに家屋が点在するのみであったろう。

岩木川流域の新田開拓が整備されていた文化・文政時代に、一つの集落が百軒以上に構成されている部落は、津軽新田地方の、二十軒三十軒と点在していた時、嘉瀬は、津軽地方田舎之庄内でも、大集落の一つに数えられる。大きな部落、大きな村で、嘉瀬村の創成は、古町を基点として、開田が進むにつれて、現在の嘉瀬の集落構成となったのである。

『嘉瀬の屋号は名前であった』

文政八乙酉年嘉瀬八幡宮御神樂例祭帳による『古町当前中八幡宮総代名』の各総代名列記の中に、能登屋・小松屋・秋田屋・浜田屋・鎌田屋の屋号で記録される名が出てくることは、天明飢饉で壊滅した嘉瀬の復興も、藩政策による日本海側北陸・出羽・秋田地方の移民が嘉瀬地区に送り込まれたことによって、出身の地能登をとって、能登屋を屋号としたものであろうが、他の嘉瀬の人々は、三年おきに例祭した御神樂奉加帳をみると、五十年を経ても、百年・百五十年を経ても、奉加帳の中に、『安兵衛』『次兵衛』の名が出てくる。例えば、『次兵衛』の相続長男『兵助』が、生人跡目相続して『次兵衛』と改名、一家相伝、それが連綿と続いたのだろう。木村家の呼び名は今でも『次兵衛』と屋号で呼ばれている如く。

- 一、式石八升 孫十郎 (九反八二)
- 一、式石式斗参升 黒川 九左エ門 (二〇反二七)
- 一、式石参升 半左エ門 (九反八二)
- 一、式石五升 善十郎 (九反五五)
- 一、式石参斗式升 鳴海 三左エ門 (二一反一〇)
- 一、七斗九升 善八 (七反一八)
- 一、式斗五升 土岐 甚九郎 (二反二七)
- 一、参石式斗九升 内海 勘六 (二九反九一)
- 一、式石参斗四升 秋田屋 七左エ門 (二一反二七)
- 一、式石参斗七升 鳴海 善兵衛 (一二反四五)
- 一、八斗九升 惣三郎 (八反一〇)

- 一、式石五斗六升 半四郎 (二四反一八)
- 一、四斗八升 初太郎 (四反三六)
- 一、式石参斗四升 甚左エ門 (二一反一八)
- 一、式石四斗 庄三郎 (二一反七三)
- 一、式石式斗八升 十三郎 (二一反六四)
- 一、式石七升 半兵衛 (九反七三)
- 一、式斗六升 万左エ門 (二反一六)
- 一、式石式斗六升 甚兵衛 (一一反四五)
- 一、式石式斗四升 忠三郎 (一〇反三三)
- 一、五斗九升 博吉 (五反三六)
- 一、式石式斗四升 三五郎 (二一反二七)
- 一、式石参斗七升 善五兵衛 (二一反五五)
- 一、式石五斗八升 久七 (二一反五〇)
- 一、式石式斗式升 弥十 (二一反〇九)
- 一、参斗六升 権助 (三反二七)

参拾七石四斗七升

- 一、参斗四升 能登屋 安左エ門 (三反一〇)
- 一、参石五斗 黒川 源太郎 (三一反八二)
- 一、式石式斗七升 長太 (二〇反六四)
- 一、参石参斗五升 長次郎 (三〇反四五)
- 一、参石四斗八升 権四郎 (三一反六四)
- 一、四斗 仁兵衛 (三反六四)
- 一、式石六斗七升 太郎次 (一五反一八)
- 一、式石四斗八升 孫三郎 (一三反四五)
- 一、六斗五升 万助 (五反九一)

参拾九石六斗(三六〇反〇〇)二十八戸

- 一、式石参斗五升 能登屋 安左エ門 (二一反三六)
- 一、式石参斗五升 黒川 源太郎 (一九反五五)
- 一、参石九升 長太 (二八反〇九)
- 一、参石参斗式升 長次郎 (二八反二七)
- 一、式石九斗七升 権四郎 (二七反〇〇)
- 一、式斗八升 仁兵衛 (二反五五)
- 一、九斗七升 太郎次 (八反八二)
- 一、式石六斗参升 孫三郎 (二三反九一)
- 一、式石参斗参升 万助 (二一反一八)

文政十一戌子年三月御神樂入用人別帳をみると、例えばわかりますが、『善七』『久次郎』『長三郎』『利八』『権六』『勘助』『弥惣』『善八』『十五郎』と言う名が出てくるだろう。例えば『直助』の『直』の家と単詞で言えば、当時『直助』の家のことを指していた。名字と名前の頭文字をとって屋号となったものもある。例えば『山久』の如く。

現在の嘉瀬においても、例えば『三五郎』の家を、『サンゴの家』と通常呼ばれているところをみると、本編の奉加帳に列記されている名前と対比してみても、私達の先祖の名前が屋号、呼び名となったことがわかる。

文政二己卯年四月(西曆一八一九年)

一、	壹石七斗六升	善太郎	(一六反〇〇)
一、	六斗六升	孫次郎	(六反〇〇)
一、	壹石参斗参升	善九郎	(一二反一〇)
一、	壹石八斗九升	左次介	(二七反一八)
一、	壹石式斗式升	二次兵衛	(二一反一〇)
一、	壹石九斗壹升	作太郎	(一七反三六)
一、	式斗七升	次五助	(二反四五)
一、	壹石五升	万次郎	(九反五五)
一、	式石参斗五升	四五左エ門	(二一反三六)
一、	式石式斗八升	八三郎	(二〇反七三)

文政拾壹戌子年三月(西曆一八二八年)

一、	壹石七斗参升	善太郎	(一五反七三)
一、	式斗	孫次郎	(一反八二)
一、	式石参斗五升	善九郎	(二一反三六)
一、	八斗六升	長之助	(七反八二)
一、	参斗	久四郎	(二反七三)
一、	壹石式升	長兵衛	(九反二七)
一、	六斗	弥之助	(五反四五)
一、	式石五斗四升	勘次郎	(二三反〇九)
一、	式石参斗四升	丈左エ門	(二一反二七)
一、	六斗九升	善八	(六反二七)
一、	壹斗	権次郎	(〇反九一)
一、	式斗	源三郎	(一反八二)
一、	式石式斗四升	小三郎	(二〇反三六)
一、	式斗	専吉	(一反八二)
一、	八斗	喜之助	(七反二七)
一、	壹石八斗四升	喜次郎	(一六反七二)
一、	六斗	庄次郎	(五反四五)
一、	式斗参升	弥七郎	(二反九一)

参拾壹石八斗六升

一、	壹石四斗式升	善之丈	(一二反九〇)
一、	壹石六斗八升	十五郎	(一五反二七)
一、	式石式斗	権三	(二〇反〇〇)

参拾八石七斗式升(三五二反〇〇)二十七戸六之人

一、	式石参斗五升	善之丈	(二一反三六)
一、	参斗参升	十五郎	(三反〇〇)
一、	参石六斗式升	権三	(三二反九一)

アダ名ツコの、『神雷』『蛙』『槍』とかのアダ名は、大正・昭和の時代に入ってから、駄洒落のうまい嘉瀬の粹人が、何かの根拠があって付けていったのだろう。『次兵衛』が屋号である。よって私は、嘉瀬の屋号は先祖の名前をとって屋号となったものと結論している。

また当時の奉加帳を広げてみて、当時何百名と居た嘉瀬人の名前に同名が見当たらない。『勘助』であり『間介』であり。『間助』であり『カンスケ』と、呼び名が同じでも同名は出てこない。名字を使わなかった当時の嘉瀬人の、命名するときの、嘉瀬で生活する上での連帯の知恵でなかったのだろうか。

× ×

文政拾壹年の藩政時代上作で反当り四俵の収穫、壹町歩耕作で四拾俵、六公四民の租(年貢)六ツ成(六割)が藩納(式拾四俵)されると、拾六俵が自家用となるが、村・寄合・講・その他に物納して、拾俵か拾壹俵が純収量としか残らず、五反以下の百姓は一旦凶作にみまわれたら死以外にな

一、	式石六斗五升	新三郎	(二四反一〇)
一、	七斗	長四郎	(六反三七)
一、	九斗	七右エ門	(八反一八)
一、	参斗壹升	吉之丞	(二反八二)
一、	壹石四斗	直助	(一二反七三)
一、	壹石五斗五升	善五郎	(一四反一〇)
一、	式石六斗六升	傅左エ門	(二四反一九)
一、	壹石式升	権十郎	(九反二八)
一、	六斗壹升	利助	(五反五五)
一、	九斗九升	久太	(九反〇〇)
一、	八斗式升	三郎左エ門	(七反四五)
一、	参石七斗九升	忠左エ門	(三四反四五)
一、	五斗八升	庄左エ門	(五反二七)
一、	九斗参升	権六	(五反二七)
一、	四石式斗九升	専太郎	(三九反〇〇)
一、	壹石八斗七升	和七	(一七反〇〇)

一、	四石参斗六升	新三郎	(三九反六四)
一、	壹石参升	長四郎	(九反三六)
一、	四斗八升	七右エ門	(四反三六)
一、	八斗	吉之丞	(七反二七)
一、	式石五斗九升	直助	(二三反五五)
一、	式石六斗六升	善五郎	(二四反一八)
一、	式石七斗九升	傅左エ門	(二五反三六)
一、	七斗	権十郎	(六反三六)
一、	五斗九升	利助	(五反三六)
一、	参石	久太	(二七反二七)
一、	式石七斗	孫吉	(二四反五五)
一、	六斗参升	八兵衛	(五反七三)
一、	七斗壹升	長九郎	(六反四五)
一、	壹石式斗式升	佐太郎	(一一反〇九)
一、	九斗四升	源介	(八反五五)
一、	六斗	藤吉	(五反四五)
一、	式石五斗九升	興左エ門	(二三反五五)
一、	八斗参升	万吉	(七反五五)
一、	六斗壹升	松助	(五反五五)
一、	六斗四升	専九郎	(五反八二)
一、	六斗九升	専之助	(六反二七)
一、	壹石参升	鳴海四兵衛	(九反三六)
一、	四斗六升	善四郎	(四反一八)

参拾石参斗七升

参拾八石九斗五升(三五四反〇九)二十戸

かったろう。式町歩耕作しても容易でなかったことを知ることができ、小作百姓は雑穀が常食で、白米は口に入らなかつたであろう。

嘉瀬の旧家山中雄湖家(通称ソフと言う)先代日記に、大正二年凶作II●七月九日水害のため再田植するところあり、●九月二十六日大風雨あり近年来未曾有の大風にて稲心の被害強く、●十一月二日稲も刈り終らざるに雪降り困ってしまった。IIと記され、

大正二年凶作時の県農業史に作付反別、飯詰村二六六町歩、喜良市村二〇〇町歩、金木村五三六町歩、武田村七二〇町歩、中里村六三四町歩、内瀉村四三五町歩、嘉瀬村(長富・毘沙門地区を含む)八〇八町歩と、嘉瀬村は北郡北部でも百姓専業の村であった。

当年の嘉瀬の品種別作柄(収穫高)をみると、嘉瀬早生六〇町歩四分作、早稲細稈一五〇町歩二分作、晩細稈二五〇町歩一・五分作、黒赤糯三〇町歩三分作、辛抱六〇町歩皆無作、仙台坊主二八町歩皆無作、相馬一五〇町歩皆無作、五色八〇町

文政二己卯年四月(西曆、八一九年)	窓、 式百七石壹斗六升 (一、八八三反二七)	卯四月 古町当前中 能登屋傳左エ門
文政拾壹戌子年三月(西曆、八二八年)	窓、 式百五拾石五斗參升 (二七七反五五)	子三月 嘉瀬村 庄屋 権左エ門

昭和59年度金木町農家戸数表

	農家戸数	%	家口	%	水反	田別	%	平均	当反	戸別
金木町	1,702		7,936		1,988	町		1	町	17
嘉瀬	579	34.0	2,681	33.8	720	町	36.2	1	町	24

戸数別耕作反別%

	金 木 町		嘉 瀬	
	戸 数	%	戸 数	%
3反未満	202	11.9	447	8.1
3反以上~5反未満	199	11.7	63	10.9
5反以上~1町歩未満	443	26.0	147	25.4
1町歩以上~2町歩未満	430	25.3	182	31.4
2町歩以上	428	25.1	140	24.2
計	1,702		579	
1町歩未満	844	49.6	257	44.4
1町歩以上	858	50.4	322	55.6

が書き残した昭和二年の山中家日記をみると、今年は一〇俵以上収穫を
 当り五俵の収穫高があり、近年まれにみる豊作の当り年と、こ
 おどりして喜んで居る姿を浮きぼりに記している。
 水田改良、営農技術が向上して、反当り平均一〇俵以上収穫を
 あげ得る現在は、往時をふりかえてみて隔世の観があるもの
 の、百姓の本命である、百姓の耕作反別が増大しているのだろ
 うか、次に一戸当りの耕作面積を封建時代の藩政時と現在を対
 比してみよう。
 百姓は凶作との闘いであった。『山中日記』でも、『昭和七
 年皆無作もでる』『昭和九年不作』『昭和十年東風強く皆無作
 で、上田でやや三分作』と記され、嘉瀬の湿地地帯は連続凶作
 にみまわれてきた。当時の嘉瀬の底辺百姓も、人身買売で食

つなぐ者も出、借金からはいあがられず、地主に土地を買いた
 たかれるもの、また北海道に活路を求めて逃避する者続出、百
 姓の苦難の時代であった。百姓の働き手である若者、一家の柱
 である主人は、天皇の御子として、満洲事変、支那事変、大東
 亜戦の戦争に狩り出された百姓に、苦難の道からはいあがれる、
 時があったらうか？

戦後(第二次世界大戦後)の昭和二十一年二月、マッカーサ
 ー指令によって、自作農創設特別措置法いわゆる農地改革が実
 施され、嘉瀬の百姓も、小作から開放され、自作農経営農家に
 生まれ変わったが、文政十一年当時の農家規模と現在の嘉瀬を
 対比してみることにすると。

別掲の『昭和五九年度金木町農家戸数表』に目を通していた
 だきたい。文政十一年の嘉瀬村は、老町歩以上の耕作戸数八九
 戸①五三%、老町歩以下七九戸②四七%、五反歩以下三六戸③
 二〇%で、昭和五九年度の金木町嘉瀬は、一町歩以上耕作者戸
 数①三二二戸五五・六%、老町歩以下二五七戸②四四・四%、
 五反歩以下一一〇戸③一九%と、藩政時代より開田も進み、分
 家または独立農家が大幅に増えたと言っても、現在も約二〇%
 の零細が出稼ぎなくして生活がなり立っていない実態から、個

々の営農規模が、なんら藩政時代と大差が無く、大きく変わっ
 ていないことを、鳴海勲家保存『金木組嘉瀬村八幡宮御神楽入
 用割合取立人別帳』の記録からうかがい知ることが出来る。
 ま と め

昭和五五年の凶作、昭和五六・五七年の不作と、日本経済の
 低下もあって、現在も嘉瀬の農家が農業経営借り入れ金の返済、
 農機具購入の返済に追われ、昭和五九年史上最高の収穫高にな
 ったと云えども、一町歩以上の耕作者の大半も、冬期間出稼ぎ
 せざるを得ない嘉瀬をみると、歴史はくりかえされると云わ
 れるが、私達は、嘉瀬の先人から百姓歴史の苦難の道を学び、
 原点をふりかえてみることにしよう。よって本編の『金木組
 嘉瀬八幡宮御神楽入用割合取立人別帳』は、嘉瀬の貴重な記録
 の文献の一つであります。

(筆者注：表記した面積は反以下も十進法による。)

嘉瀬の皆さんへ

嘉瀬ふるさとを探る会

嘉瀬の皆さん、お宅の書棚の隅に、納屋の奥に、仏壇の裏
 に、虫食いにさらされ、忘れ去られてある古文書がありませ
 んか、さがしてみ下さい。
 例えば、『上方見物の記行録』『仏教関係の過去帳仏画』
 『田方年貢帳』『古い用水図』『古い道路図』『田方区画帳』
 『等々、古い古文書があったらお知らせ下さい。』
 ふるさとを探る会では、そこから嘉瀬の歴史を探り、調査
 記録し、次代に残してゆくことを目的にしています。御協力
 お願いします。

山中氏年代記

先祖由緒之事

一、第七 角兵衛

五所川原村

一、抑 先祖は、能登之國正院之在、山中村と言所、大西××長助と×

××(×印空白)×××××を寅夫は靈言なり、次郎に聞×様と申して山中近辺にて流言に及びし人なり、然るに末子次郎望みあつて当国江罷下り、飯詰組、太刀打村江住居す。夫より飯詰村へ転宅致す、次郎事万兵衛と相改、妻女は飯詰村、中屋甚右門方より嫁す、此の万兵衛儀、心底の美敷人故、村中は不及申し(申しに及ばず)に、近郷までも仏万兵衛と唱ひられし人之。

然所万兵衛に男女七人を儲けたまふ。兄弟、委細左に相記而申候。

一、第一 嫡子 次郎左エ門と申し

万兵衛家督相統致す

一、第二 長松 嘉瀬村江住居す

変名して利兵衛と相改、是我家之本家候之

一、第三 半兵衛 飯詰村北屋半兵衛方へ養子す、幼名は不分明之

此故半兵衛と記

一、第四 妹をさつ 利兵衛方より別家致す、夫、権平と申し当村より養子す

一、第五 長三 是即我家之先祖之 変名して 利五右エ門と相改

一、第六 春ん 利兵衛方より当村勘四郎江嫁す、当時、名跡なし

水上善次方江養子す

右は後代に対し如此 委細に記す置もの之。然ば第五番目、長三、是我家先祖の初め之、

由緒は左のごとく御座候。

(一七五二年) 宝曆二壬申年八月 年齡二十四才にして、

借屋建ていたし、御氣魂張茂屋夜之無差別、

粉骨砕身茂格を不至、自然と冥利、相叶(あ

いかなう)又、屋名は国名を取って 能登屋

と相名乗り、名字は在名を取って山中と相名

乗候事は此故之、又、着類の紋所は、丸之内

抱名荷相用ひ候事は是また能登にて之紋形に

有之候哉、擬は不分明之(これあきらかなら

ず)、夫れ百姓、町人と申すものは、先祖よ

り授与之家業を大切に相働き、諸芸を嗜む事

は余力を以てて之事、深く好んでは無益之事

之、家業相統專一相守を以て発明とし、夫れ

人之心は白糸のごとく深むる、随て色々にな

るもの之、故瑤、我儘成ものは終には天之蒙

り御罰を必ず(必ず天の御罰を蒙り)、家を乱す覚ひ必ず出来る也り。

今教訓之如く、一心に全ふして家業を大切に相働き、親に孝道を相守る

ものは、天必ず是を幸ひし、尚又当流御案心之程は×れ無之よふ、別而

御大切之御事なれば能々聴聞、專一之(それ專一に)其上は、二時の勤

行不欠(欠かさず)に相勤失敬無之、廉未に不存よふ可被心得事肝要之

(心得られべきことかしようなり)。我今如此執筆致置は余之義にあら

ず、仏法世法は念仏之助業と蒙に、然ればなんぞ既当二世之御利益を召

蒙、徒らに虚々として世を過ごしべき苦無必ず以て我働と思わんよふ

何事も先祖利五右エ門粉骨砕身により預け置而し事御座候得ば廉未不存

よふ、然らばなんぞ親に対し口答ハ勿論妻子たりとも猥りに邪見之振舞

成事を恐怖すべし、家内中睦敷可被心得事專要之、然に、我今此書を萬

代之龜鑑に残し不置ば先祖由緒斯明分成る事を何を以てか可知る哉、末

代に至るまで、親ハ勿論、子供たり共、病死等之節、法名、俗名、年令、

並に年月日不残ぬよふ相記す置、尚又此家の事は、嫁聲に不限、都度

縁組、出生共委細ニ此手本之通其度毎に相記す可被置事肝要可得之(お

かれべきことかしよう得べきなり)

一代目 初り

一、利五右衛門 幼名 長三と申し

由緒は 前のごとし

妻女 を初 年齡 貳拾才

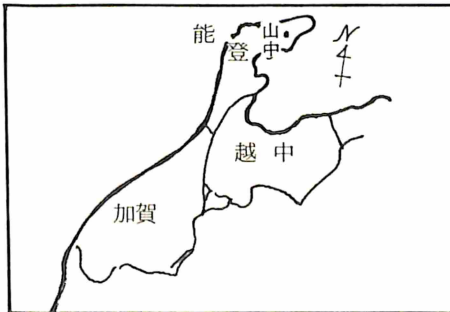
寛延二己巳年嫁ス 当村小松屋久太郎方より

一、娘 を市 安永三甲午年三月 高根村 上野屋三九郎方江

嫁に遺ス 年齡 十八才



(山中山利幸氏)



一、弟 勇八 幼名 長五郎と申し 利五右衛門家督相統致ス

一、弟 長六 幼少より同名 上京 寛政五癸巳年四月八日門出

一、弟 長八 幼少より同名 寛政六甲寅年十一月廿六日 年齡三拾四才 別家ス

妻女 繁田村 黒龍四五兵衛方より嫁ス 別家後之事なれば名前 年号

不分明之是は後妻之、先妻病死ス

子供無之當時名跡無之故不記

長六 上京寛政元己酉年(一七八九年)

尤此書相認候ニ付両親は勿論、別家に至るまで年老不残呼寄能々穿鑿

之上次第不同無之ように相認残置事なれば一切間違無之 左斗大切可被

存もの之。

二、時文政八乙酉年 (一八二五年)

三代目 善三郎 三拾七才之時是を拾い集メ筆

一、弟 長八 幼少より同名

文化元申子年 年齡 四拾貳才 分家ス

妻女 を菊 年齡 貳拾三才

寛政七乙卯年 岩崎村之佐藤久三郎方より嫁ス

一、弟 利七 幼名 長之助と申し

文化五戊辰年八月 年齡四拾三才 別家ス

妻女 を志な 年齡 貳拾壹才 天明八戌申年六月

蒔田村田中善九郎方より嫁ス

右は利五右衛門子兄弟如此

是より又 二代目跡を記ス